

議案第 7 5 号

北名古屋市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

北名古屋市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関
する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴
い、選挙運動の公費負担に関する限度額を見直すため、本条例の一部を改
める必要があるからである。

北名古屋市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成18年北名古屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「7円51銭」を「8円38銭」に改める。

第4条第1項第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に、
同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第5条中「7円51銭」を「8円38銭」に改める。

第6条中「525円6銭」を「586円88銭」に、「205,800円」
を「316,250円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。